

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）用途地域等の変更に係る都市計画の案を作成するに先立ち、都市計画法第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催します。

令和元年6月17日

京都市長 門川 大作

#### 1 公聴会の日時

令和元年7月8日午後6時30分から午後9時まで

#### 2 公聴会の場所

下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1 ひと・まち交流館京都地下1階  
京都市景観・まちづくりセンター ワークショップルーム

#### 3 都市計画の原案の概要の閲覧期間及び時間

##### (1) 閲覧期間

令和元年6月17日から同年7月1日まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）

##### (2) 閲覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

#### 4 公述の申出

公聴会において意見を陳述（以下「公述」という。）しようとする方は、住所、氏名並びに意見の要旨及び理由を記載した文書を、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に令和元年7月1日までに（必着。郵送による場合も含む。）持参、郵送（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課）、ファックス（075-222-3472）又は電子メール（tokeika@city.kyoto.lg.jp）によって提出してください。公述の申出をされた方に対しては、事前に都市計画課から公述に関する通知をします。

なお、公述の申出をされた方の氏名及び意見の要旨が公聴会において配付されます。

#### 5 公述人の数、公述人の決定方法

公述人の数は、原則として10名以内とします。公述の申出をされた方が10名を超える場合は、同趣旨の意見を有する者の中から抽選により選び、公述人を決定することがあります。

#### 6 公述の代理

不慮の事故等やむを得ない理由若しくは特別な事情がある場合、又は、法人等にあつてはその代表者が当該法人等に属する者を公述人とする場合を除き、代理人に公述させることはできません。

#### 7 傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会の当日午後6時から会場の受付において申し込んでください。傍聴の定員は100名とし、先着順とします。

#### 8 開催の中止

公述の申出がないときは、公聴会を中止します。公聴会を中止したときは、その旨の公告、お知らせ及びホームページへの掲載を行います。

#### 9 都市計画の原案の概要の閲覧場所、公述の申出先及び問合せ先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課（京都市役所分庁舎2階）

電話番号 075-222-3505

（都市計画局都市企画部都市計画課）